

Ⅲ. 教務事項

1. 履修要項

[1] 課程の修了要件

① 博士前期課程の修了要件

博士前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、学位論文または特定の課題についての研究報告(註1)を在学期間中に提出してその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に1年以上在学すれば足りる(註2)ものとする。

② 博士後期課程の修了要件

博士後期課程を修了するためには、同課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者(註2)については、同課程に1年以上在学すれば足りる(註2)ものとする。

(註1) 特定の課題についての研究報告は、看護学専攻の専門看護師を目指す者および保健学専攻の専修免許状取得を目指す者のみに適用される。

(註2) 博士前期課程および博士後期課程における標準年限未満での修了(早期修了)要件はP13記載。

[2] 学位

保健学専攻では博士前期課程修了者に「修士(保健学)」を、博士後期課程修了者に「博士(保健学)」を授与する。看護学専攻では博士前期課程修了者に「修士(看護学)」を、博士後期課程修了者に「博士(看護学)」を授与する。

[3] 授業科目および取得すべき単位 (各専攻の科目一覧参照)、および履修申告

① 主科目と副科目

研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目、研究科共通の授業科目および専門看護師を目指す者にあつては専攻共通科目を主科目とし、それ以外の授業科目を副科目とする。

② 授業科目および取得すべき単位

・ 保健学専攻博士前期課程

主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位および研究科共通科目の研究倫理2単位を必修とする。

・ 保健学専攻博士後期課程

主科目のうち6単位以上を選択必修、特別研究Ⅰ(4単位)、特別研究Ⅱ(2単位)及び特別研究Ⅲ(2単位)を必修とする

・ 看護学専攻博士前期課程

専門看護師を目指す者にあつては主科目のうち24単位を必修、専攻共通科目のうち14単位以上を選択必修とする。それ以外の者は、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位および研究科共通科目の研究倫理2単位を必修とする。

・ 看護学専攻博士後期課程

統計学Ⅰ(2単位)、指導教授の担当科目(4単位)、ジャーナルクラブⅠ・Ⅱ(各2単位)、特別研究Ⅰ(4単位)、特別研究Ⅱ(2単位)及び特別研究Ⅲ(2単位)を必修とする。

③ 同一名称講義科目の履修の注意

同一名称の講義科目(*)を複数履修しても、単位は2単位のみ認定とする。

たとえば「特別講義Ⅰ(〇〇〇〇)」の講義は、(〇〇〇〇)の内容が異なっても、特別講義Ⅰとして2単位のみ認定となる。

④ セメスターで履修すべき最低単位数

各セメスターで履修すべき最低単位数を博士前期課程にあつては4単位、博士後期課程では2単位とする。ただし最終セメスターを除く。

2022年度以降の入学生については、各セメスターで履修すべき最低単位数を、博士前期課程、博士後期課程いずれも2単位とする。また、最終セメスターについても、履修すべき最低単位数は、博士前期課程、博士後期課程いずれも2単位とする。

[4]履修計画の立案および履修申告

履修計画の立案と履修申告にあたっては、指導教授の承認を受け、履修計画届書（添付様式）により、その学期の指定された期日までに行う。また、指導教授は研究指導教員とともに各院生の研究教育指導計画書（添付様式）を作成し、年度始めに提出する。

[5]保健学研究科以外での授業科目の履修

- ①本学の医学研究科、国際協力研究科および本学以外の大学院などの教育研究施設の授業科目を履修し単位を取得する場合は、事前に指導教授を通じて保健学研究科長に申し出て、研究科の承認を得なければならない(大学院学則第22条の2)。
- ②なお、この規定により履修した授業科目の単位は10単位を超えてはならない(同第22条の3)。
- ③また、この授業科目は副科目とする(研究科履修規程第4条の2)。

[6]成績評価基準

成績評価基準を、以下のように研究科で統一し、それに沿って各院生の評価を行う。

- ①複数教員が講義を担当する場合は、成績判定責任者をシラバスで明示する。
- ②シラバスで設定されている学習目標の達成状況と考慮し、評価項目とその割合をもとに評価する。評価項目と割合はシラバスに提示する。例えば、レポート(40%)、口頭試問(60%)など。それぞれの割合は科目によって異なる。
- ③成績表には、以下のように示される。
S(90点以上100点)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)で評価する。S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2. 研究倫理

[1]倫理指針などの遵守

ヒトを対象とする研究では、「ヘルシンキ宣言」、関連する国の倫理指針（「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」）および個人情報保護関連法規など（「個人情報保護法」（基本法+民間対象）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）を熟読し、遵守しなければならない。

[2]倫理講習会の受講

ヒトを対象とする研究を実施する、あるいは実施する可能性がある院生は、原則として本学倫理委員会主催の倫理講習会を受講しなければならない。

[3]倫理審査の受審

以下の研究を行う際には倫理審査を受審しなければならない。指導教員が代表者、大学院生が分担者として、保健学部倫理審査委員会に倫理審査を申請し、承認を受けなければならない。

申請にあたっては、保健学部研究倫理規程を参照のこと。

- ①人のゲノム・遺伝子解析を行う研究
- ②遺伝子解析以外の研究で人に由来する試料を用いる研究
- ③人に由来する試料は採取しないが、人を被験者として心電図、脳波、血圧などを測定する研究
- ④人の健康歴や行動に関する調査研究

[4]研究不正の防止

不正行為は、研究者倫理に背き、研究活動とその成果発表の本質に反するもので絶対に許されない行為であることを銘記しなければならない。不正行為とは、具体的には次の行為をいう。

- ①捏造
存在しないデータ、研究結果などを作成すること。
- ②改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果などを真正でないものに加工すること。
- ③盗用
他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

④二重投稿

同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌などに発表すること。

⑤不適切なオーサiership

研究論文の著者リストにおいて著者としての資格を有しない者を著者として含める、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどのこと。

3. 研究報告会

[1] 報告対象者

博士前期課程（修士課程）では第3 Semester、博士後期課程（博士課程）では第3、5 Semester在籍の院生。ただし、特定の課題についての研究を行う看護学専攻博士前期課程の専門看護師を目指す者および保健学専攻博士前期課程の専修免許状取得を目指す者は除く。

[2] 開催意義

Semesterの終了時に研究の進捗状況を報告する「研究報告会」を大学院教務委員会が主催して開催する。これは、院生自らの研究の中間的なまとめをする場であるとともに、発表やディスカッションの仕方を訓練するというねらいもある。また、他の院生の研究内容についても知ることができ、教員間、院生間およびその双方の間の学問的刺激を誘発させる場でもある。なお、この研究報告会では研究成果が出ているかを性急に問うことはせず、研究目的や方法、結果の統計処理などを十分理解できているか、結果の解釈に必要な知識の修得ができているかなどの確認が主体である。また、院生は自分の研究内容を発表することにより、指導教員以外の意見を聞くことができ、他の教員による研究方法などに関するアドバイスなども可能になる。

[3] 開催時期と場所

- ①開催時期は、2022年度春学期は6月4日（土）、秋学期は12月10日（土）である。
- ②研究報告会の同日に最終Semester在籍者による修士論文、特定の課題についての研究報告および博士論文の発表会が開催される。特別の理由がない限り、院生は全員参加しなければならない。
- ③開催場所は保健学専攻、看護学専攻両専攻とも井の頭キャンパスである。

[4] 発表要旨の提出

所定の用紙（添付様式）を用いて学年暦に記載された期限までに発表内容の要旨を提出する。

[5] 報告内容

- ①研究課題（仮のものでもよい）
- ②背景：関連分野の現況、先行研究に関する概説
- ③目的：何をどこまで明らかにする予定
- ④方法：この目的を達成するための実験や調査の計画
- ⑤結果：現時点までの進行状況、前回報告から新たに明らかになった点について報告
- ⑥今後の方針

[6] 発表および質疑応答時間

博士前期課程（修士課程）は、報告時間10分、質疑応答7分とする。

博士後期課程（博士課程）は、報告時間15分、質疑応答10分とする。

4. 学位論文および特定の課題についての研究報告の作成要領

- ①A4判の用紙に横書きとする。欧文の場合はダブルスペースとする。
- ②学位論文および特定の課題についての研究報告は表紙、要旨、本文、謝辞、文献、英文要旨、表、図の順とする。必要に応じて目次、略号表を追加する。
- ③表紙にはファイルまたは厚紙を用い、論文または特定の課題についての研究報告の題目、著者の学籍番号、氏名および指導教員氏名を記入する。
- ④要旨には論文の概要をA4紙1枚（1,000字程度）にまとめる。
- ⑤本文は原則として、はじめに（研究背景と目的）、方法（対象と方法）、結果、考察、結論の順とする。ただし、特定の課題についての研究報告においては、方法に代えて「症例提示」でも可とする。
- ⑥引用文献の取り扱いは、杏林医学会雑誌の投稿規程に従うものとする。

- ⑦英文要旨(Summary)は400語以内とし、冒頭に論文の題目、氏名を入れる。ただし、特定の課題についての研究報告では、英文要旨は不要である。
- ⑧図表は特に理由のない限り1ページに1つとする。出現順に1、2、・・・とし、本文によらなくても理解できる程度の説明文をつけること。
- ⑨略語は、初回は正式名を用いた後に括弧に入れて書き、2回目以後に使用すること。
- ⑩脚注は特殊な内容について特に説明を必要とする場合に用い、本文の当該部分に括弧を施し、註1)のごとく番号を付ける。番号はページ毎に新たにおこし、通し番号とはしない。
- ⑪製本はファイル綴じ、または糊製本とする。背表紙に論文題目と著者氏名を記す。

5. 学位取得の手続き

[1] 博士前期課程（修士課程）

① 修士論文および特定の課題についての研究報告の審査要件

博士前期課程においては、2年以上在学し、30単位以上を修得した者、または当該セメスター内にこの条件を満たす見込の者は、修士論文または特定の課題についての研究報告の審査を受けることができる。ただし、特定の課題についての研究報告は、看護学専攻博士前期課程の専門看護師を目指すものおよび保健学専攻博士前期課程の専修免許状取得を目指す者に限る。なお、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、大学院学則第26条により、標準年限未滿で修了することができる。

② 学位申請書類

学位論文または特定の課題についての研究報告の提出に先立って、指定された期日までに、論文または特定の課題についての研究報告の題目申告書（様式1-1または1-2）1部を提出する。

また、所定の期日までに、以下の書類を保健学研究科教務係に提出する。

- ・学位申請書（学位規程別様式3, 4, 5のいずれか） 1通
- ・学位論文または特定の課題についての研究報告（A4判 原本含む） 4部
- ・学位論文または特定の課題についての研究報告の要旨（様式3） 4部
- ・履歴書（様式4） 4通
- ・成績証明書 1通
- ・論文申請のためのセルフチェック表 1通

③ 学位論文または特定の課題についての研究報告の提出時には提出書類のチェックリストを用いて確認する。

④ 審査終了後には速やかに最終版の学位論文または特定の課題についての研究報告2部を教務係に提出する。

[2] 博士後期課程（博士課程）

① 論文審査要件

博士後期課程に3年以上在学し20単位以上を修得した者または当該学期内にこの条件を満たす見込の者は論文の審査を受けることができる。ただし、特に優れた研究業績を挙げた者については、大学院学則第26条の2第1項第2号、第2項および第3項のただし書きによることができる。

② 学位申請書類

論文の提出に先立って指定された期日までに、論文題目申告書（様式1-1）1部を提出する。

また、所定の期日までに、以下の書類を保健学研究科教務係に提出する。

- ・学位申請書（学位規程別様式1または2） 1通
- ・論文目録（様式2） 10部
- ・学位論文（主論文） 10部
- ・学位論文内容を印刷公表した論文（または掲載証明書 1部） 10部
- ・共著者の承諾書（様式5） 共著者すべてから各1通
（上記の印刷公表論文に共著者がいる場合）
- ・参考論文（1編以上） 各10部
- ・学位論文の要旨（様式3-1） 10部
- ・履歴書（様式4） 10通
- ・論文審査手数料払い込み控え（銀行発行） 1通
- ・成績証明書 1通
- ・論文申請のためのセルフチェック表 1通

③ 論文提出時には論文内容および提出書類をチェックリストにより最終確認する。

④論文審査手数料 50,000 円

⑤学位論文の印刷公表

- ・学位論文は未印刷公表であっても差し支えない。ただし、学位の授与を受けた日から1年以内に学位論文の主要部分を査読制度をとっている学術雑誌に印刷公表しなければならない。
- ・学位論文の主要部分を印刷公表する際、日本語論文の場合は原則として単著でなければならない。英語論文の場合は筆頭著者であれば共著であっても良い。ただし他の共著者の承諾書（様式5）が添付されていなければならない（下記（7）参照）。

⑥参考論文

- ・参考論文は主論文から独立した内容でなければならない。
- ・参考論文は査読制度をとっている学術雑誌に印刷公表されていなければならない。ただし、未印刷公表であっても、学術雑誌に記載されることが明らかなものについては掲載証明書を添付すれば認められる。

⑦共著論文の取り扱い

- ・学位論文の主要部分を占める論文が共著者と連名であるときには、様式5により共著者の承諾書を添付する。
- ・当該共著論文は学位申請のための学位論文の主要部分を占める論文として唯1回の使用に限る。
- ・当該共著論文においては第1著者を原則とする。

⑧審査終了後は速やかに最終版の論文2部を教務係に提出する。

⑨博士の学位授与が決定した後の手続き

- ・博士論文の日本語の要旨(Word)と博士論文の全文(PDF)を教務係に提出する。
- ・博士論文の要旨および論文審査結果の要旨は、「杏林医学会雑誌」に公表する。
(杏林大学学位規程第19条)
- ・学位授与が決定した後、2カ月以内に製本印刷した論文2部を保健学研究科教務係に提出する。

⑩学術雑誌への掲載義務

課程在学中に博士論文の主要部分が公表されていない場合、学位の授与を受けた日から1年以内に学術雑誌に公表しなければならない。ただし掲載証明書の提出をもって代えることができる。なお掲載証明が得られた時点で研究科委員会に報告する。期限内に掲載できなかった場合は、その理由を研究科委員会に報告し、研究科委員会の指示に従うものとする。公表された論文は速やかに保健学研究科教務係に提出する。

6. 学位論文および特定の課題についての研究報告の発表会

[1]学位論文および特定の課題についての研究報告の審査に先立ち、発表会を開催する。

①2022年度の学位論文発表および特定の課題についての研究報告会開催日

春学期修了予定者：6月4日(土)

秋学期修了予定者：12月10日(土)

なお、開催場所は保健学専攻、看護学専攻両専攻とも井の頭キャンパスである。

[2]発表および質疑応答時間

修士論文および特定の課題についての研究報告は、発表時間15分、質疑応答10分とする。

博士論文は、発表時間30分、質疑応答15分とする。

[3]発表は原則としてパワーポイントを用いて行う。補助的に印刷物の配布や図の掲示も許可する。

[4]発表会に先立ち論文要旨集を印刷、配布する。

7. 学位論文および特定の課題についての研究報告の審査基準

A. 修士論文の審査基準

[1]修士論文は、新規性、独創性あるいは有用性を有する保健学分野の論文であること。

[2]修士論文審査では、研究背景や目的の理解度、情報の収集および分析能力、研究遂行能力および論文作成能力が一定水準に達しているか、について以下に示す方法で評価する。

[3]論文内容に関する審査項目と方法

下記の各項目すべてにつき4段階(A~D)で判定する。C、Dと判定された部分については修正を要求し、すべての項目がAまたはBの判定となることが必要である。なお、A：優れている、B：問題はない、C：部分的な訂正が必要、D：大幅な修正が必要、とする。これらの審査結果は申請者に提示する。

①研究背景(先行研究の概略)と研究目的

- ・論文の研究目的を設定するに至った背景についての記載が適切になされているか。

- ・背景(先行研究)の上に立った研究目的の設定がなされているか。
- ②対象および方法
 - ・対象および方法が研究目的を達成するために適切に設定されているか。
 - ・必要な倫理審査を受けているか。またそれが論文中に明示されているか。
- ③結果
 - ・結果の記載は適切で、解釈に役立つ流れになっているか。
 - ・適切な統計学的方法が用いられているか。
 - ・質的研究および定性的研究の場合、その方法は適切か。
- ④考察・結論
 - ・結果についての解釈が適切か。
 - ・先行研究との比較が十分になされ、論文の新規性、独創性が明らかにされているか。
- ⑤その他
 - ・論文全体の文体が統一されているか。記載内容が重複していないか。
 - ・背景および研究目的、対象と方法、結果、結論という論文各部のバランスは適切か。
 - ・英語要旨は適切か。

B. 特定の課題についての研究報告の審査基準 (専門看護師)

- [1] 課題は、専門看護師の分野に関連する課題であること。
- [2] 特定の課題についての研究報告の審査では、研究課題の背景や目的、症例提示の適切さ、課題に関する情報の収集および考察が適切になされ、研究報告の作成能力が一定水準に達しているか、について以下に示す方法で評価する。
- [3] 特定の課題の研究成果の審査項目と方法
下記の各項目すべてにつき4段階(A~D)で判定する。C、Dと判定された部分については修正を要求し、すべての項目がAまたはBの判定となる必要がある。なお、A：優れている、B：問題はない、C：部分的な訂正が必要、D：大幅な修正が必要、とする。これらの審査結果は申請者に提示する。
- ①研究背景と研究目的
- ・課題を設定するに至った背景が適切に記載されているか。
 - ・課題に関する最近の知見が適切に概説されているか。
 - ・背景を踏まえた目的となっているか。
- ②症例提示
- ・課題を踏まえた症例が適切に選択されているか。
 - ・症例の記載が適切になされているか。
 - ・症例において課題の目的を達成するための専門的な看護実践の内容が記載されているか。
 - ・症例の提示に関して関係者に同意を得ているか。
- ③結果
- ・症例における専門的な看護実践の結果が適切に記載されているか。
- ④考察・結論
- ・症例における専門的な看護実践の結果が課題の目的との関係で適切に考察されているか。
- ⑤その他
- ・研究成果報告の文体が統一されているか。記載内容が重複していないか。
 - ・研究背景および目的、症例提示、結果、結論のバランスは適切か。

C. 特定の課題についての研究報告の審査基準 (教職課程)

- [1] 課題は、学校保健および養護教諭の分野に関連する実践課題であること。
- [2] 特定の課題についての研究報告の審査では、研究課題の背景や目的、事例選定の適切さ、課題に関する情報の収集および考察が適切になされ、研究報告の作成能力が一定水準に達しているか、について以下に示す方法で評価する。
- [3] 特定の課題の研究成果の審査項目と方法
下記の各項目すべてにつき4段階(A~D)で判定する。C、Dと判定された部分については修正を要求し、すべての項目がAまたはBの判定となる必要がある。なお、A：優れている、B：問題はない、C：部分的な訂正が必要、D：大幅な修正が必要、とする。これらの審査結果は申請者に提示する。
- ①研究背景と研究目的
- ・課題を設定するに至った背景が適切に記載されているか。
 - ・課題に関する最近の知見が適切に概説されているか。
 - ・課題を達成することの意義・目的が記載されているか。

- ②事例選定および方法
 - ・課題を踏まえた事例が適切に選択されているか。
 - ・課題に対応した現場の実践に関する情報収集と分析の視点が記載されているか。
 - ・必要な倫理的な配慮が明示されているか。
- ③結果
 - ・課題に対応した現場での実践内容が適切に記載されているか。
- ④考察・結論
 - ・事例における実践の結果が課題の目的との関係で適切に考察されているか。
 - ・最近の知見を踏まえた考察がなされているか。
- ⑤その他
 - ・研究成果報告の文体が統一されているか。記載内容が重複していないか。
 - ・研究背景および目的、事例選定、結果、結論のバランスは適切か。

D. 博士論文の審査基準

- [1] 博士論文は新規性、独創性あるいは有用性と十分な学術的価値を持つ保健学分野の論文であって、主要部分が査読制度のある学術雑誌に掲載されているか、掲載される水準であるもの（課程の博士論文に限る）とする。
- [2] 保健学分野の論文であっても、申請者が全く実験や調査を行っていない総説は審査の対象としない。ただし、メタアナリシスなどの適切な統計手法を用いたものは審査対象とする。
- [3] 論文内容に関する審査項目と方法
 下記の各項目すべてにつき4段階(A～D)で判定する。C、Dと判定された部分については修正を要求し、すべての項目がAまたはBの判定となることが必要である。なお、A：優れている、B：問題はない、C：部分的な訂正が必要、D：大幅な修正が必要、とする。これらの審査結果は申請者に提示する。
- ①研究背景(先行研究の概略)と研究目的
 - ・論文の研究目的を設定するに至った背景についての記載が適切になされているか。
 - ・背景(先行研究)の上に立った研究目的の設定がなされているか。
 - ②対象および方法
 - ・対象および方法が研究目的を達成するために適切に設定されているか。
 - ・必要な倫理審査を受けているか。また、それが論文中に明示されているか。
 - ③結果
 - ・結果の記載は適切で、解釈に役立つ流れになっているか。
 - ・適切な統計学的方法が用いられているか。
 - ・質的研究および定性的研究の場合、その方法は適切か。
 - ④考察・結論
 - ・結果についての解釈が適切か。
 - ・先行研究との比較が十分になされ、論文の新規性、独創性が明らかにされているか。
 - ⑤その他
 - ・論文全体の文体が統一されているか。記載内容が重複していないか。
 - ・背景および研究目的、対象と方法、結果、結論という論文各部のバランスは適切か。
 - ・英語要旨は適切か。
- [4] 審査基準の適用方法
- ①課程博士については、本審査の判定に用いる。
 - ②論文博士の場合は、予備審査および本審査の判定に用いる。予備審査では「1. このまま本審査へ」、
 「2. 語句の訂正のみで本審査へ」、「3. 大幅な書き直しが必要」、「4. 不受理」、の判定をし、本人に審査内容を通知する。その際必要に応じて文章で具体的な問題点を指摘し、判定内容を説明する。

E. 審査委員の体制

- [1] 審査委員は、博士前期課程の審査の場合は3名（主査1名・副査2名）、博士後期課程の審査の場合は4名（主査1名・副査2名・学外審査委員1名）とし、研究科委員会において指名される。ただし、指導教授や紹介教授は審査委員になることはできない。
- [2] 研究科委員会は、論文要旨発表会（特定の課題についての研究報告の場合は、特定の課題についての研究報告会）を開催する。
- [3] 審査委員は、審査終了後審査結果の要旨を作成し、研究科委員会に報告する。
- [4] 研究科委員会は審査委員からの審査結果の報告に基づき可否を決定する。その結果を研究科長は学長に報告する。

8. 特に優れた研究業績を挙げた者の標準年限未満での修了要件(早期修了要件)

[1]申請の資格要件

①博士前期課程

- ・所定の単位をすでに取得していること。
- ・学位論文以外に参考論文として、査読制度のある学術雑誌に院生が筆頭著者として掲載（あるいは掲載が決定）された原著論文が1編以上あること。
- ・参考論文は、院生の所属が本学と明記され、かつ、その研究業績の少なくとも一部は大学院在学中に行われたものであること。
- ・指導教授の推薦があること。

②博士後期課程

- ・所定の単位をすでに修得していること。
- ・学位論文の主たる内容が査読制度のある英文学術雑誌に、院生が筆頭著者の原著論文として掲載（あるいは、掲載が決定）されていること。
- ・掲載学術雑誌が、その専門分野の学術雑誌の中で上位25%以内のImpactFactorであること。
- ・指導教授の推薦があること。

[2]手続き

- ①院生は指導教授の推薦状、学位論文、研究業績とともに早期修了希望を文書で申請する。
- ②大学院委員会が、資格要件の適否を審査し、「適」と認められれば、研究科委員会に報告する。
- ③研究科委員会で審議。承認された場合は論文審査委員、公開發表日を決定する。
- ④学位審査を行う。(以降、標準年限での学位審査と同様)

9. その他の特記すべき事項

[1]入学時、修了時調査と学期末授業評価アンケートの実施

大学院運営の改善などの参考にするため、入学時、修了時、学期末授業評価アンケートを実施している。それぞれの提出期限までに教務係に提出すること。

[2]大学院生室

大学院生室として、井の頭キャンパスにおいては、保健学部西棟4階A412室が用意されている。三鷹キャンパスにおいては、看護・医学教育研究棟602室が用意されている。なお、井の頭キャンパスにおいての使用方法については、下記の通りとする。

- ・大学院生は、自由に使用可とする。
- ・使用時間【平日】8:00~22:00 【土曜】8:00~18:00

※平日18:00以降、土曜日13:00以降に使用する際は、予め指導教授にその旨を伝えておくこと。